

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

- (1) 札幌管区気象台から緊急火山情報が発表されたとき。
- (2) 小噴火が発生したとき。
- (3) 中噴火・大噴火の発生が予想されるとき。

2 災害対策本部の廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「2 災害対策本部の廃止」に準ずる。

3 災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第3章第2節第1「3 災害対策本部の設置及び廃止の通知」に準ずる。

4 現地対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「4 現地対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

5 災害対策本部の組織

地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準ずる。

6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第2節第1「6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

7 災害対策本部の運営

地震災害対策編第3章第2節第1「7 災害対策本部の運営」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生の恐れがある場合には、非常配備の体制をとる。

(1) 市職員の非常配備

地震災害対策編第3章第2節第2「1 非常配備の基準」に準ずる。

2 災害対策本部配備要員

地震災害対策編第3章第2節第2「2 災害対策本部配備要員」に準ずる。